ての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「直江津港湾合同庁舎㉓新築設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和５年11月20日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

大阪大学（吹田）吹田アゴラ（仮称）整備事業に係る特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請について

標記について、下記要領により特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の一般競争参加資格審査申請を受け付けることとしたので、希望者は申請されたく、公示する。

令和５年11月20日

国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

1　工事概要等

⑴　工事名　大阪大学（吹田）吹田アゴラ（仮称）整備事業

⑵　工事場所　大阪府吹田市山田丘１－１（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）

⑶　履行期限

【Agora１棟】　令和９年３月12日まで

【Agora２棟】　令和８年10月９日まで

⑷　工事概要　建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事、外構工事、その他要求水準書等に記載の工事

2　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付期間及び提出方法

令和５年12月７日（木）から令和５年12月14日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

下記３に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

3　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付場所　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学

担当部署名　施設部企画課施設経理係

電話06―6879―7116

4　提出書類　特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書（建設工事）他

5　共同企業体の構成員の数、資格要件等　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同企業体であること。

⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省において令和５・６年度の建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれかの一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　共同企業体代表者にあっては、平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の実施設計実績並びに施工実績を有すること。（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。ただし施工のみの実績の場合は、下記の同種工事の実施設計実績を有する設計事務所と共同企業体を組成すること。同種工事とは、建築工事（工事内容は問わない）で、次に掲げる㋑から㋺の要件を全て満たす工事とする。

㋑　国交省告示第98号別添２　「類型八　専門的教育・研究施設、第２類に該当する大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等」

㋺　延べ面積　10,000㎡以上

ただし、上記㋑㋺はすべて同一建築物の実績であること。

⑸　共同企業体代表者にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。また、一級建築士事務所の登録及び特定建設業の許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計及び施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の代表者以外のうち、施工業務を担当する構成員にあっては、建築一式工事、電気設備工事または管工事のいずれかについて、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。また、建設業の許可を有してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工又は設計の実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

設計事務所と共同企業体を組成する場合にあっては、当該設計事務所は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ登録してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計の実績を有し、確実かつ円滑な設計が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員数は、甲型共同企業体の場合、２又は３社、乙型共同企業体の場合は制限なしとする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　甲型共同企業体の場合、構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、甲型共同企業体においては出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　下記に掲げる資格を有する配置担当技術者を当該工事に配置できること。

・統括責任者

【役割】設計と施工の相互調整・統括

【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士

※共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の所属であること。

・設計管理技術者

【役割】設計業務の責任者

【必要な資格】一級建築士

・設計　建築（総合）主任技術者

【役割】設計業務における建築（総合）分野の主たる技術者

【必要な資格】一級建築士

・設計　建築（構造）主任技術者

【役割】設計業務における構造分野の主たる技術者

【必要な資格】構造設計一級建築士又は一級建築士

・設計　電気設備主任技術者

【役割】設計業務における電気設備工事分野の主たる技術者

【必要な資格】設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士かつ、電気及び機械設備のいずれかは、設備設計一級建築士とする。